

鈴木安蔵の「働くこと・学ぶこと」

労働権の強調と「教育」の回避

田中 萬年

1 鈴木安蔵と「日本国憲法」・「教育基本法」

鈴木安蔵が起草した「憲法草案要綱」が政府に提出された1945年12月26日の翌日、ほとんどの新聞がその全文を掲載したように、「憲法草案要綱」は当時極めて注目された。この「憲法草案要綱」を参考にすることによって、GHQは「日本国憲法」のもととなった“マッカーサー草案”を1週間で作成できたのである。映画『日本の青空』が制作・上映されているように、起草者である鈴木安蔵と「憲法草案要綱」への評価は今日でも高い。鈴木安蔵は「日本国憲法の実質的起草者である」との評がそれを物語っている。

しかしながら、鈴木安蔵や「憲法草案要綱」に関する教育論^{かんけん}を管見では知らない。その理由は「憲法草案要綱」が「教育」の言葉を使っていなかったためであろう。しかし、その第一案、第二案では「教育の自由」を明記して議論していた。検討段階にあった「教育の自由」を、鈴木は何故に回避したのだろうか。

一方、「憲法草案要綱」の特徴の一つは、労働権を極めて強調していることである。この労働権の強調と「教育」の回避とは重要な関係があるようだ。つまり、労働権を保障するためには学習の保障が不可欠だからである。そして国民の学習を保障することは、“教育の論理”とは反するからである。

また、「教育基本法」に対する学究的な批判はほとんどないが、鈴木安蔵は「教育基本法自体についても多くの問題」があるとして、「あまりに抽象的であり、かつまた、条文によっては、はなはだ曖昧で、解釈上幾多の疑問が生ずる点多すぎる」と、成立直後より批判していた。そして、「十分に自己の確信する教育がなしえないと考えられるにいたったならば、すすんで、教育基本法の改正をはかるという態度が必要である」と述べていた。このように鈴木は当初から「教育基本法」改正論者であったが、「教育」を如何に捉えていたのだろうか。その論旨は「憲法草案要綱」において「教育」を回避したことと表裏

の関係にあると考えられ、鈴木^の教育観の解明が重要な所以である。このことに関して、「日本国憲法」が「教育勅語」の通用している下で議論されているときに、鈴木は早くから「教育の再出発は、『国体の本義』や『臣民の道』の絶版・廃棄程度では不可能である」として、「教育勅語」の廃止を訴えていた(1946年1月)。このような姿勢に「教育」への批判的観念が表われていた。鈴木が「教育基本法」に批判的だったことは、「教育」の言葉が内包する危険性を予見していたからである。ちなみに、GHQの勧告により国会で「教育勅語」の失効確認が決議されたのは1948年6月19日であった。したがって、「教育基本法」も「教育勅語」の観念の下で議論され、制定されていた。

2 「教育」の政治的非「中立」観

(1) 鈴木安蔵の「教育」観

鈴木安蔵は「教育」の概念に関して次のように論じていた。

「人間の発育におよぼす一切の影響を組織することが教育である。教育一人としての完成に必要な諸影響を予定的計画的に組織化するもの—についても、各人の自主的な自由な決定を当然のこととする。」

鈴木が福沢諭吉の「発育」論を知っていたか定かでないが、「教育」のそのあり方を論じているといえる。鈴木^の「教育」は為政者が行うことを無条件に受けることではなく、国民一人ひとりが自分の意思により選ぶことであり、その内容を自らが決定することであった。これは学習のあり方であることがわかる。そして、最初に紹介したように、「教育基本法」の“あいまいさ”が内包する問題について鈴木は次のように述べている。

「抽象的一般的規定が、現実の国家・社会においては、決して、すべての立場、利害にたいして同じように公平中立普遍的に作用するものではないという事実である。時代々々の一定の国家・社会には、つねに、圧倒的に支配的な利害、世界観が存し、抽象的規定は、主としてそのような利害、世界観、立場において解釈され運用される可能性が多いのである。したがって、法規はできるだけ具体的で、かつ精密でなければならない。」

つまり、抽象的な規定では常に国家の論理で法律が運用され、それでは国民を守る規定としては機能しない、ということ^を述べている。国民を守る法令は詳細に規定されねばならないとする考えであった。このことは「第三案」に規定していた「国民ノ言論ノ自由學術芸術宗教ノ自由ヲ妨クル如何ナル法令ヲモ發布スルヲ得ス」が重要になる。鈴木の法理論として、法は国民を守る文書で

ある、という捉え方であることがわかる。そして、「教育基本法」制定過程の問題について次のように述べていた。

「教育の根本理念、目的、方針が法律で定められたということは、それらについて、教育勅語の場合とちがって、国民自身の自由率直な研究、批判を当然認めることを意味する。否、本来それらは、すべて、国民自身の研究、討議によって確定さるべきものである。……それは議会によって承認されたという形態をとったが、原案自身の作製が、教育刷新委員会、文部省、法制局という官僚的方法でなされ、国民的討議は別してつくされずに終わった。」

上の批判は、民主主義とは国民が参加してさまざまな規程や法規を決定すべきである、という立場からの批判であった。そして「教育基本法」も例外ではないことを主張していた。鈴木は原案段階から批判的であったことがわかる。

(2) 「教育」の政治的非「中立」観

鈴木は教育が国家の要望により制度化されること、その結果、教育には危険性があることを次のように強調していた。

「国家が国家として存続しつづけるためには、根本的秩序の維持、国民の世界観的統一の保持は当然その要件である。教育はこの意味で、国家にとって重大な関心事たらざるをえない。少なくとも、その主要なものについては、根本的なあり方にたいして、一定の方向を法的にも確定しようとする。」

上のように、教育が国家により整備されるということを前提に、その教育には国家として世界観的統一性が表われることを説いている。政治性が出るということは、権力者・為政者の都合により判断される可能性が強いということである。「教育」の言葉は、そのような“悪性”を潜在させられて、孟子により創造されたのである。そこには中立性があるはずはない、という前提であることがわかる。4-(3)でみるように、“Education”との重要な違いである。「日本国憲法」制定後、鈴木は教育について次のように述べていた。

「現代日本において、人間の育成・仕上げの問題が、教育だけによってなしとげられるものでなく、同時に政治の課題であること、社会・国家の構造の諸制度の政治的改革を必須とすることを意味し—「矛盾にみちた環境を根本的変革する力は、たんなる教育ではない」—また、教育自体（したがって学校教育も当然）政治的立場、政治的イデオロギと結びつかざるをえないこと、政治教育は、この基本法において考えられているよりは、はるか

に深い意義と地位とをもっていることを意味する。現代社会においては、政治的中立（政党的中立とは一応区別しうるにしても、厳密には分かちがたいものである）なるものは存しえないからである。」

上の論のように、教育が政治的に運営されるのであり、そこには教育の「中立性」が保障されるものではないことになる。つまり、次のような解説となる。教育の政治的中立性なるものは、もしも教育がいかなる政治的世界観、信条、知識などからも完全に中立に行われることを意味するならば、厳密に言うと、存在しえない。教育に中立性がないという鈴木の見解は説得力がある。この考え方は鈴木晩年まで変化していない確信となっている。「憲法草案要綱」において、鈴木は「教育の自由」を回避した。それでは、「教育」を回避して国民はどのように成長するのだろうか。

3 労働権強調の意味

(1) 労働権は学習権の基礎

実は「学ぶ＝まなぶ」は「まねぶ」がなまった言葉だという。「まねぶ」とは「まねる」がもとだという。大和言葉が成立した頃とすれば、人が“まねる”ことは何だったろうか。「知識をまねる」とは言わないから、衣食住を確保するための仕事をまねることであったはずである。このように「学ぶこと」は本来は仕事に関係したことが予想される。そのような仕事について学ぶことは、労働権と不可分である。それでは労働権について鈴木はどのように考えていたのだろうか。鈴木が起草した第三案では「国民権利義務」から「教育」が消えた一方、その第19番目に「労働能力ヲ維持……スルタメ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ」の条項が明記されたことが注目される。これはまさに「労働者教育」論であり、生涯学習の構想であったといえる。そのような権利が保障されなければ、「国民ハ労働ノ義務ヲ有ス」との規定も無意味となるからである。

そして鈴木は人権とは労働権であることについて次のように主張していた。

「特に憲法について考察するとき、……人権の徹底的保障、自由の十全なる確保が実現さるべき要請となるのであるが、その人権自由権は、同時に労働権であり休息権……たらざるをえない」

近代化以降の社会における人権とは、産業革命後の人権の課題であり、それはまさに労働権が最も重要であることは論をまたない。つまり、近代の人権とは労働権の保障なくしてはあり得ない、という理解であった。上のような鈴木の見解に最も近かった憲法案は、日本共産党の「技能を獲得する機会を保障

される」であった。

(2) 働くことは学ぶこと

マスコミで若者の3K離れ、5K離れと報道されるが、技能検定に取り組んでいる工業高校は活気がある。中学校で不登校だった生徒が職業能力開発校で勤労賞を取り、就職先の企業でかけがえのない人材になっている。これらは仕事を中核とした学習の成果だと確信している。働くことは自分が楽しいだけではない。「働く＝はたらく」とは、“端を楽に”することである。他人が楽しいことは自分も楽しくなる。他人が喜んでくれることは努力したくなる。それは楽しいため、さらに学ぶ意欲が増す。私も中卒後に働いていたが、自分の仕事を受け継ぐ次の人が喜んでくれるように仕事を工夫することは楽しかった。工夫のためには学ばねばならない。「食わず嫌い」が食べてみて好きになることがある。「やりたいことがない」と言っている者も、仕事をしてみると楽しく、やりがいがあることに気づく。楽しいことは積極的になる。楽しいことは自ら学ぶ。“ものまね”が楽しいのは好きだからである。好きなことは自ら学ぶ。働くためには学ぶ必要がある。しかし、働くことによって学ぶことも多い。夢の実現をめざした自立のための仕事であれば楽しく学べるものである。

4 自立を促さない「教育を受ける権利」

(1) 「教育を受ける権利」への疑問

勤めていた大学の1年生が、私のある講義へ次のような感想を記した。「学校教育を12年受けてきて良く言われることに受け身ではなくて考えろということがある。しかし、『教育を受ける権利』を忠実に実行すれば100%受け身となる。そう考えると矛盾していると考えてしまう。『考える人間』を育てたいと日本が思うなら今一度この制度について議論が必要なのではないか？」この学生の感想のように、「教育を受ける権利」は確かにおかしい。それでは国際的に教育に関する権利は、どのように規定されているのであろうか。

(2) 教育に関する世界の権利条項

人権に関する国際的な規程は、「世界人権宣言」(1948年)である。「世界人権宣言」は教育について"the right to education"と規定している。これを鈴木は最初に「教育にたいする権利」と翻訳紹介した(1949年)。鈴木のほかは、時代が下がるが永井憲一氏の研究グループが「教育への権利」と紹介している(1987年)。

実はその他の政府関係機関、研究者、著名人、人権の解放を主導している団体なども全てが"the right to education"を「教育を受ける権利」と紹介して

る。しかし、「教育を受ける権利」との訳は"to"を「受ける」とした誤訳であろう。最も早く"Education"の権利を明記したとされるソビエト憲法(1936年改正)は、"Citizens of USSR have the right to education"(ロシア語の英語訳)である。「世界人権宣言」の文化的条項を詳しく規定した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(1966年、社会権規約、または国際人権A規約)は、"the right of everyone to education"である。「世界人権宣言」を高校生にも理解しやすく簡易な言葉のみで再編した「世界人権宣言簡易テキスト版」(1979年)は、"You have the right to go to school; to take advantage of compulsory education without having to pay anything"である。「子どもの権利条約」(1989年)は、子どもであっても"the right of the child to education"である。「教育基本法」は日本のほかにフランスが唯一制定している(1989年)が、それも"the right to education"(フランス語の英語訳)である。

以上のように、わが国の「等しく教育を受ける権利」"the right to receive an equal education"のような規定は国際的にはないのである。そして、これらの国際的規程では必ず労働に関する事項を連動して重視しているのである。

(3) 「教育を受ける権利」の「日本国憲法」への規定

アメリカの憲法には"Education"は規定されていない。「憲法草案要綱」に「教育」はなかったが、マッカーサー草案には次のような条項があった。

Free, universal and compulsory education shall be established.

上の条文が今日の第26条になったのであるが、「教育を受ける権利」は日本人が書いたと断言できよう。つまり、マッカーサー草案の翻訳者も、検討した人も、国会議員も戦後の教育改革のスタートを誤ったのである。「無料の、共通的な能力開発を制度化すべきである」として、議論すべきだったのである。なぜなら、「教育」と"Education"の概念は全く異なるからである。"Education"は英英辞典で見ると能力の開発である。しかし、戦前の教育観に全ての国民が染められていたため、残念ながらこのことに気づいた人がいなかった。少なくとも福沢の「発育」論を思い起こすべきであった。このようにして、国際的に皆無な「教育を受ける権利」が政府案にも盛り込まれた。「教育を受ける権利」の核心的な議論として、1946年7月30日の秘密会である「帝国憲法改正案委員小委員会」で自由党の廿日出議員による次のような発言が注目される。

「『教育を受ける権利』がある、是は民主的な一切を盛ってある、是はもう社会主義のどなたでも是で結構だと思ひます。」

廿日出議員は、「君民一体の民主主義体制の確立、国体の護持」をモットー

に立候補して当選した保守的な議員であった。自由党の「憲法改正要綱」も明治憲法を引き継ぎ「教育」が規定されていなかったことを考えると、廿日出議員の発言は政府案の強力な支援になったことがわかる。上の発言から、当時の全ての政党、議員が「教育を受ける権利」に反対していなかったことが窺える。ただ、一人だけ例外的な議員として貴族院の佐々木惣一議員がいた。佐々木議員は9月19日の「帝国憲法改正案特別委員会」で次のように質問した。

「均しく教育を受けると云ふことが権利の内容になるのか、教育を受けると云ふことが権利の内容になるのかと云ふことがちよつと伺ひたいと思ひます」

上の質問に対し憲法担当大臣も文部大臣も何ら応えず、ほかの議員の関連質問もなく、佐々木議員もさらに追求せずに終わり、「教育を受ける権利」は「日本国憲法」に規定された。教育に対する議論は極めて低調であったのである。佐々木惣一は内大臣府御用掛として1945年11月24日に憲法改正の必要性の一つに「教育ノ自由」を天皇に奉答していた。佐々木の委員会での質問の追求が弱かったことは、「教育ノ自由」と「教育を受ける権利」との関係を十分に整理し得ていなかったことが窺える。今日、この問題を掘り下げて検討することが緊要なのではなからうか。以上のような「日本国憲法」が衆議院でも、また貴族院でも圧倒的な賛成で成立したことは周知の通りである。反対した日本共産党は第9条に対してであり、「教育をうけ」を提案しており、教育条項に対してではなかった。

5 職業能力は教育できない

「教育を受ける権利」が「働くこと」、労働にとって何故期待できないかという、一つは「教育」は"Education"ではないからである。"Education"は能力開発である。そしてその能力には必ず職業能力が含まれることである。能力の開発は個別にしか行い得ない営みである。そのため、個性の発見からはじめねばならないことが明らかである。職業が個性にもとづくことから考えても重要である。能力の開発をめざすのであれば、開発を意図した「学習」の保障によって追求されなければならないことがわかる。つまり、「教育」の概念は開発とは逆であり、さらにその概念に職業能力を含まないからである。

第二は、教育権と労働権との関係が逆だからである。つまり、法令は上位の条項が重要であるため、教育権条項と労働権条項のどちらが先か、ということである。「日本国憲法」では第26条が教育権、第27条が勤労権であるため、わ

が国の教育権論からは労働権が無視されるのである。しかし、「世界人権宣言」をはじめとして国際的規程では逆に規定されている。この条項の順序の逆転規定が、世界と異なる我が独特の労働を軽視する教育観の根源なのである。このことは、欧米の学校や教育の紹介で職業問題が必ず強調されることを、日本人が異質に感じることに深く関係する。例えば、イギリスの先のブレア政権下で教育省と雇用省を統合して教育職業技能省Department for Education and Skillsとしたことに象徴的に現われている。そして、ブラウン首相は昨年6月28日にこの省を年齢の上下に分割し、「子ども・学校・家族省」と「技術革新・大学・職業技能省」として、"Education"を省庁名から省いたのである。既に明らかなように、「教育を受ける権利」は学習者の自立を支援する論理にならない。学習者に自立観が育たなければ、働かねばならないという意識が生まれるはずはない。それでは職業を学ぶ目標へ志向するはずはない。そして、働くために必要な職業能力は、教育できないということである。孟子が「大工等の親方は弟子に規矩や定規の使い方を教えることはできるが、弟子の腕前を上達させることはできない」と述べたように、職業能力の修得は学ぶ者の姿勢による。それは運動能力を要するからである。わが国の独特な教育観を払拭し、学習者の自立をめざす学習権として再考することが重要といえる。

6 おわりに

鈴木が指摘する不十分な「教育基本法」が制定されたことは、「教育勅語」が通用している下での審議だったためといえる。「教育」の言葉は明治政府により、初期の「学問」を転換して用いられるようになったことが問題の根源である。教育は“受ける”もの、と誰もが理解するのは、明治憲法下で国民が教育されてきた成果なのである。戦前の「教育」は鈴木が指摘したように、国家から強制されるものだった。それが「教育を受ける義務」であった。「教育」概念は戦後も何ら変わっていないにもかかわらず、「教育を受ける権利」を規定し、「教育基本法」を制定した。為政者・知識人は「教育」を“性善説”で捉えていたのである。鈴木安蔵が「教育」の言葉を使用せずに「憲法草案要綱」を起草したことを再考すべきである。「働くことを学ぶ」ためには「教育基本法」ではなく、「学習基本法」を検討すべきことが緊要だといえよう。なお、本稿は拙著『働くための学習－「教育基本法」ではなく「学習基本法」を』、(学文社、2007年10月)の鈴木安蔵論に関する要旨である。

(元職業能力開発総合大学校)